

令和4年度(2022年度)

# 事業計画及び予算

一般財団法人 滋賀県市町村職員互助会

# 令和4年度(2022年度)運営方針

- 1 ガバナンスの強化とコンプライアンス遵守を徹底し、一般財団法人として適切な法人運営に努めること。
- 2 引き続き、地方公務員としての福利厚生事業の点検・見直しに努め、適正な事業実施・運営に努めること。
- 3 会員掛金主体の事業実施と、適正かつ安定した法人運営ができるよう、引き続き、事業区分及び掛金の率等の見直しを行うこと。
- 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和。「WLB」)実現支援の一つとして、会員の「元気」、「活力」が出る互助会事業を目指し、引き続き、諸事業の見直しと新たな事業を検討すること。
- 5 市町村等職員の人財の確保と長期定着に繋がるように、魅力ある互助会事業の展開と、会員の健康経営に努めること。
- 6 これらの効率的な事業実施と、諸事業の周知徹底・情報提供、会員の利便性向上に努めること。
- 7 安定した運営を図るべく、資産の安全、かつ、効率的な運用と資産の保全に努めること。

# 令和4年度(2022年度)事業計画

# 令和4年度(2022年度)事業計画

## [一] 総括事項

### 1 互助会に属する市町村等の数、会員数及び給料月額

#### (1) 市町村等の数

市	町	一部事務組合	広域連合	その他の団体	計
6	6	14	1	4	31

#### (2) 会員数

前年度末	期首増減		当年度期首	期中増減		当年度末
	増加(取得)	減少(喪失)		増加(取得)	減少(喪失)	
6,200人	300人	250人	6,250人	50人	100人	6,200人

※年間平均会員数: 6,225人

#### (3) 標準報酬月額 (平均)

前年度末(見込)	期首	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	当年度末
360,500円	357,000円	357,000円	358,000円	36,000円	360,500円	360,500円

※年間平均標準報酬月額: 359,000円(見込)

(注) 掛金等の算出基礎となる標準報酬月額の上限を620,000円とした場合の平均標準報酬月額である。

### 2 掛金及び負担金

#### (1) 掛金及び負担金の率

△	福利事業	厚生事業	法人会計	計
掛 金	2.55	0.75	—	3.30
負担金	—	0.70	2.00	2.70
計	2.55	1.45	2.00	6.00

(注1) 単位は、標準報酬月額(上限:620,000円)に対する千分比である。

(注2) 育児休業、介護休暇及び休職による無給期間に係る月分の掛金は、免除する。

#### (2) 掛金及び負担金の額

△	前年度見込(A)	概算額①	免除額②	当年度見込(B)	比較(B)-(A)
掛 金	85,700千円	① 88,300千円	② 2,600千円	①-② 85,700千円	0千円
負担金	72,350千円	72,300千円	—	72,300千円	△50千円
計	158,050千円	160,600千円	2,600千円	158,000千円	△50千円

(注) ②の掛金免除者の標準報酬月額は1人あたり平均額を278,000円、1月あたり免除者数を240人で計算している。

### 3 互助会の役議員及び互助会に使用される者の数

#### (1) 役議員の数

理事(理事長及び副理事長並びに常務理事を含む。)	監 事	評 議 員
7 人	2 人	27 人

(2) 互助会に使用される者の数

5人

4 会計及び事業の区分

会計区分	事業区分	内 容
実施事業等会計 (公益目的事業会計)	公益事業(助成)	講演会等開催費用補助金
	公益事業(寄附)	特定寄附
その他事業会計 (収益事業等会計)	福利事業	給付金等(傷病見舞金ほか全13事業)
	厚生事業	家庭用常備薬等の配付ほか全9事業
法人会計	————	管理業務その他法人全般に関するもの

[二] 資金計画事項

(単位:千円)

	令和3年度見込額	増 減	令和4年度計画額
<b>I 事業活動収支の部</b>			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	60	0	60
(2) 特定資産運用収入	4,910	0	4,910
(3) 掛 金 収 入	85,700	0	85,700
(4) 負 担 金 収 入	72,350	△50	72,300
(5) 事 業 収 入	2,200	△400	1,800
(5) 雜 収 入	130	0	130
事業活動収入合計	165,350	△450	164,900
2. 事業活動支出			
(1) 公 益 事 業 支 出	6,260	0	6,260
(2) 福 利 事 業 支 出	111,150	△2,950	108,200
(3) 厚 生 事 業 支 出	37,400	1,600	39,000
(4) 管 理 費 支 出	81,150	△32,750	48,400
事業活動支出合計	235,960	△34,100	201,860
事業活動収支差額	△70,610	33,650	△36,960
<b>II 投資活動収支の部</b>			
1. 投資活動収入			
(1) 特定資産取崩収入	67,651	△27,050	40,601
(2) 投資有価証券売却収入	0	0	0
投資活動収入合計	67,651	△27,050	40,601
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産繰入支出	16,601	△9,300	7,301
(2) 固定資産取得支出	0	0	0
投資活動支出合計	16,601	△9,300	7,301
投資活動収支差額	51,050	△17,750	33,300
<b>III 財務活動収支の部</b>			
1. 財務活動収入			
財務活動収入合計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出合計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
<b>IV 予備費支出</b>			
当期収支差額	2,500	7,500	10,000
前期繰越収支差額	△22,060	8,400	△13,660
次期繰越収支差額	185,185	△22,060	163,125
	163,125	△13,660	149,465

### [三] 事業計画事項

#### I 実施事業等会計

##### 1 公益事業

公益事業は、公益目的支出計画並びに講演会等開催費用助成金交付規則及び寄附金の支出に関する要綱に基づき、次のとおり実施する。

###### (1) 講演会等開催費用助成金

互助会を組織する市町が、地域内住民を対象に地方自治の振興に寄与するための講演会若しくはその他の文化事業又は体育事業を実施したときに、当該事業等の実施に要した費用の範囲内で、市については120,000円、町については90,000円を限度に助成する。

###### (2) 特定寄附

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第5条第17号に掲げる法人のうち、地域と連携し、地域政策又は地域づくり等に関する調査研究、情報収集発信、支援又はこれらの人材育成等の事業活動を実施する法人に対し寄附金を支出することとし、次の2法人にそれぞれ250万円(年額)を支出する。

①国立大学法人滋賀大学(产学公連携推進機構 社会連携センター)

②公立学校法人滋賀県立大学(地域共生センター)

#### II その他事業会計

##### 1 福利事業

福利事業は、給付規則及び銀婚慶祝規則に基づき次のとおりとする。

###### (1) 傷病見舞金

会員が病気又は負傷(以下「疾病等」という。)により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷(以下「特定損傷」という。)に伴う治療を受けたとき、一疾病等又は一特定損傷に起因する一連の治療に係る入院の日数及び通院の回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院の日数を乗じて得た額及び3,000円に通院の回数を乗じて得た額の合計額に10,000円を加算した額(その額が10万円を超えるときは、10万円。)とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

なお、新型コロナウィルス感染症に係る臨時施設及び自宅で療養した期間を入院とみなす特別の取扱いは、その期間を令和4年3月31日までとしていたが、状況に応じて適宜延長すること。延長の期間は、概ね四半期単位(3箇月)とすること。(家族傷病見舞金についても同様。)

(注1) 入院とは、医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院又は診療所に入り、常に医師等の管理下で治療に専念することをいう。

[対象とならない入院]

美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、正常な分娩、治療を伴わない人間ドック検査、自宅での治療又は通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合

(注2) 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいう。

ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなさない。

(注3) 特定損傷とは、骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とし、対象となる骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とは、次によって定義づけられる損傷をいう。

損傷名	損傷の定義
1. 骨折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいう。ただし、変形治癒、偽関節、病的または特発骨折を除く。
2. 関節脱臼	関節面の生理的な相互関係が失われた状態をいう。ただし、先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除く。

3. 腱の断裂	腱が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネによる固定または腱形成術（腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含む。）を要するもののをいう。ただし、疾病を原因とするものを除く。
4. 热傷	热により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいう。 (1) 深達性Ⅱ度热傷 真皮膚の深部まで障害された状態（直径2cm未満を除く。） (2) Ⅲ度热傷 皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態（直径2cm未満を除く。）
5. 永久歯の喪失	歯（第三大臼歯（親しらず）、過剰歯及び乳歯を除く）の根元から全体を永久に喪失した状態（医師の判断で行われた抜歯治療により永久に喪失した状態を含む）をいう。ただし、疾病またはそしやく行為を原因としたものを除く。

(注4) 入院を伴う治療に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院の回数は、3回を限度とする。

(注5) 特定損傷に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院とは、自己負担額が3,000円以上の通院に限る。

## (2) 家族傷病見舞金

会員の扶養家族が病気又は負傷により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷に伴う治療を受けたとき、一疾病等又は一特定損傷に起因する一連の治療に係る入院日数及び通院回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院日数を乗じて得た額及び3,000円に通院回数を乗じて得た額の合計額に5,000円を加算した額（その額が10万円を超えるときは、10万円。）とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

## (3) 結婚祝金

会員が結婚したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入ったときを含む。）。ただし、復縁は除く。

40,000円（過去に結婚祝金給付を受けたことがあるときは、20,000円）

## (4) 出産祝金

ア 会員又は会員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産したとき。

30,000円

イ アに該当した場合において、同じ父母で第3子以降の子については、20,000円を加算する。

## (5) 入学祝金

ア 会員の子（同居の子に限る。）が小学校に入学したとき。

20,000円

イ 会員の子（同居の子に限る。）が中学校に入学したとき。

30,000円

## (6) せん別金

会員が市町村等の職員でなくなったとき。

次の各号に掲げる会員期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

- (1) 5年以上10年未満 10,000円
- (2) 10年以上15年未満 20,000円
- (3) 15年以上20年未満 30,000円
- (4) 20年以上25年未満 40,000円
- (5) 25年以上30年未満 50,000円
- (6) 30年以上 60,000円

なお、市町村長等にあっては、市町村長としての期間1年につき2,000円、市町村長以外の特別職（教育長を含む。）としての期間1年につき1,000円を加算する。

(注) 平成24年3月31日現在会員である者に係るせん別金の支給額は、改正後のせん別金の計算方法にかかわらず、施行日前の会員期間に係る改正前のせん別金の計算方法により算出した平成24年3月31日現在のせん別金の額が60,000円以上の者にあっては当該算出額とし、当該算出額が60,000円未満の者にあっては、当該算出額と平成24年4月1日以後の会員期間の改正後のせん別金の計算方法により算出した額の合算額(当該合算額が60,000円を超えるときは60,000円とする。)とする。

#### (7) 会員特別給付金

- ア 満44歳以上の会員が銀婚慶祝に該当せず市町村等の職員でなくなったとき。  
20,000円を限度として、会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)
- イ 結婚祝金及び出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき。  
会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)
- ウ 会員期間が10年以上(特別職は4年以上)の者が、出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき(イに該当する場合を除く。)  
会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき500円(特別職は1,000円)

※アからウまでを支給する場合において、当該市町村等の職員でなくなった際の会員期間より前に会員期間を有するときは、会員期間を通算して支給額を算出するものとする。ただし、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し会員特別給付金を支給されているときは、会員期間を通算して算出した額から、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し支給された会員特別給付金の額を控除して得た額を支給することとする。

#### (8)弔慰金

- 会員(資格喪失後3月以内の者を含む。)が死亡したとき。  
100,000円

#### (9) 家族弔慰金

- ア 会員の配偶者が死亡したとき。  
100,000円
- イ 会員の扶養家族(配偶者を除く。)並びに扶養家族でない同居の子及び父母が死亡したとき。  
30,000円
- ウ 会員と同居のその他の家族が死亡したとき。  
20,000円

※会員又は会員の配偶者が胎児を死体で出産したときは、同居の子が死亡したものとみなす。

#### (10) 非常災害見舞金

- ア 住居及び家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。  
50,000円
- イ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。  
住居又は家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。  
40,000円
- ウ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。  
住居又は家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。  
30,000円
- エ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。  
20,000円
- オ 浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む。)が損害を受け、その認定が困難なとき。  
床上120cm以上 30,000円  
床上30cm以上 20,000円

#### (11) 長期療養会員見舞金

会員が病気又は負傷により引き続いて30日以上勤務に服することができなかったとき。  
次の各号に掲げる療養期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

- (1) 30日以上90日未満 10,000円
- (2) 90日以上180日未満 20,000円
- (3) 180日以上 30,000円

#### (12) 永年在会祝金

- ア 会員期間が引き続き20年に至ったとき。市町村長等特別職にあっては、8年に至ったとき。  
30,000円
- イ 会員期間が引き続き30年に至ったとき。市町村長等特別職にあっては、12年に至ったとき。  
50,000円
- ウ 会員期間が引き続き40年に至ったとき。市町村長等特別職にあっては、16年に至ったとき。  
50,000円

### (13) 銀婚慶祝

会員期間中に婚姻届出後24年を経過した者に対し、日本旅行、JTB及び近畿日本ツーリストのギフトカード又は旅行券(40,000円程度)を記念品として贈呈し祝福する。

## 2 厚生事業

厚生事業は、家庭用常備薬等配付規則、ドック補助金交付規則、並びに、健康管理事業の実施に関する要綱、スポーツ事業及び文化事業の実施に関する要綱、リフレッシュ事業の実施に関する要綱、子育て支援事業の実施に関する要綱、ワーク・ライフ・バランス実現支援事業の実施に関する要綱、住宅支援事業の実施に関する要綱に基づき次のとおりとする。

### (1) 家庭用常備薬等配付

会員とその家族の負傷等の応急処置に対処するため、各会員に対し3,600円を限度に家庭用常備薬等の無償配付を実施する。

なお、配付対象者は9月納付金払込対象者で、配付(納品)時期は11月上旬を目途とする。

### (2) ドックに係る受検費用の補助(ドック補助金)

会員がドックを受検した場合に次に掲げる区分によりそれぞれ当該金額を限度に補助する。

ア 人間ドックの日帰りにあっては15,000円、1泊2日以上にあっては30,000円

イ 脳ドック(MRA検査又はMRI検査を含んだ脳検査を含む。)にあっては、15,000円

### (3) 健康管理事業

会員の健康管理意識の向上と、市町村等職員としての長期定着に繋がる健康経営を目的とした健康管理に関する事業を実施する。

ア 所属所(市町等)が職員に対してインフルエンザ予防接種事業を実施した場合(独自互助会等の職員団体が実施した場合を含む。)にあって、その実績に応じて助成する。

なお、助成額は、予防接種者1人当たり1,000円相当とする。

イ 令和3年度は、新型コロナ感染症防止対策の一つとして、新型コロナ対策用品を全会員に配付したが、令和4年度については、状況に応じて、新型コロナ対策用品等を配付又は斡旋(割引価格若しくは一部補助)を検討する。

### (4) スポーツ・文化事業

#### ア 映画館利用補助

互助会が指定する映画館(イオンシネマ(全国80館以上)、アレックスシネマ(4館)、ビバシティシネマ)の利用につき、共通前売券1枚当たり1,100円(小人用700円)で会員に提供(斡旋)する。

なお、1人当たりの利用制限枚数は、10枚(会員期間1年以下の会員は5枚)とする。

(互助会の負担は、1枚当たり200円又は300円(小人用は100円)である。)

#### イ 観劇・スポーツ観戦チケットの補助

互助会の指定する(各種コンサートやミュージカル等)やスポーツ観戦チケット(滋賀レイクスター、プロ野球観戦等)のチケットについて、価格に応じて1枚当たり2,000円を限度に補助する。

なお、コンサートや演劇等のチケットについては、1回につき会員1人当たり2枚を限度とする。

通常価格	互助会負担額(補助額)の算定基準
~5,000円	互助会負担額 ≤ 通常価格の50% - 割引(5~10%) ただし、互助会負担額は、2,000円を限度とする。
5,001円~10,000円	互助会負担額 ≤ 2,000円 - 割引(5~10%)
10,001円~	互助会負担額 = 2,000円

#### ウ みんなのウォーキング

会員の交流と、生活習慣病の改善や肥満防止などの健康意識をさらに向上させることを目的として、積極的に健康維持・健康づくりに取り組もうとする会員をサポートする手段の一つとして、京都府市町村職員厚生会、兵庫県市町職員互助会と合同で、WEB上で「みんなのウォーキング」を共同実施する。

なお、各市町の紹介や地域振興の一助として、歩数に応じて抽選で当たる「地域の特産品」の充実を図るとともに、3団体交流のイベント（「チャレンジ月間」）等、広域連携の拡充を図ること。

[実施期間] 通年（チャレンジ月間以外の期間の利用者数の向上と利用継続を促進するための取り組みを行うこと。）

[チャレンジ月間] 6月（6月1日～30日）、11月（11月1日～30日）の年2回

#### （5）リフレッシュ事業

##### ア 施設利用

契約施設（東京ディズニーリゾート等）が提供する企業団体向け福利厚生プログラム（施設利用補助プログラム）を活用すること。

契約施設名	補助額 (券面額)	利用制限 (1人当たり)	利用者負担額（大人の場合、1人当たり）
東京ディズニー	2,500円	2枚	9,400円－0円★－2,500円＝6,900円
鳥羽水族館	600円	4枚	2,500円－200円★－600円＝1,700円
海遊館	500円	4枚	2,400円－0円★－500円＝1,900円
ニフレル	500円	4枚	2,000円－300円★－500円＝1,200円
名古屋港水族館	530円	4枚	2,030円－200円★－530円＝1,300円
ナガシマリゾート	1,300円	4枚	5,500円－700円★－1,300円＝3,500円
アンパンマンこどもミュージアム	500円	4枚	2,000円－0円★－500円＝1,500円
アクア・トトぎふ	540円	4枚	1,540円－150円★－540円＝850円
ひらかたパーク	1,480円	4枚	4,600円－620円★－1,480円＝2,500円
湯快リゾート	1,000円	4枚	8,250円－0円★－1,000円＝7,250円

（注1）補助額は、大人の場合。施設により小人等の区がある場合は、その金額に応じて補助額を設定する。

（注2）利用者負担額欄の「★」は、施設契約による施設の割引額である。

（注3）ニフレル、名古屋港水族館及びひらかたパークは、前売方式である。

（注4）会員期間が1年以下の会員は、上記利用制限の枚数の半分とする。

（注5）利用者負担額は、令和3年度の額に基づく額であり、改定される場合がある。

##### イ 企画旅行

会員のリフレッシュと家族サービスを目的として企画旅行を実施すること。（年3回予定）

なお、新型コロナ感染症の状況により、実施の可否を判断すること。

#### （6）子育て支援事業

会員の子育てを支援するため、会員又は会員の配偶者が出産したとき（出産祝金給付に該当したとき）、当該出産者に育児図書を無償配付（購読）する。

##### 〔最初の1年間〕

###### A. 月刊「赤ちゃんと！」（12冊）+ 基本セット

※基本セット内容：「お誕生日号」、「お医者さんにかかるまで」、保存用ファイル

###### B. 月齢別育児情報誌「わくわく育児」（12冊）+ 育児カレンダー（12枚）+ 基本セット

※基本セット内容：「お祝いカード」、「ママ・パパあんしんブック」

###### C. 「きちんととかんたん離乳食」（1冊）

※A又はBのいずれか（選択制）とし、希望者にCを贈呈する。（Cのみでも可）

〔2年目以降（満3歳まで）〕

- D. 季刊「1・2・3歳」(年4冊)
- E. 「かんたんおいしい幼児のごはん」(1冊)
- ※Dと、希望者にEを贈呈する。(Eのみでも可)

**(7) 研修会等参加費用補助金**

参加料又はテキスト代等の費用負担が必要な研修会等に参加した場合、負担した費用の範囲内で3,000円を限度に補助する。

**(8) W L B 実現支援事業**

**ア 自己啓発**

会員が、NHK学園の「生涯学習通信講座」を受講する場合、受講料の割引(2,000円)を受けられることとともに、その費用の一部を補助(5,000円)する。

なお、会員の家族及び互助会会員資格喪失後3箇月の元会員が、互助会を通じて受講申込をした場合は、受講料の割引を受けられることとする。

**イ メンタルヘルス(旧メンタルカウンセラー派遣事業)**

会員のメンタルヘルスを促進するため、滋賀県市町村職員共済組合と共に、カウンセラーの派遣事業を実施する。

**ウ ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー講師派遣**

仕事と子育ての両立支援のほか、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの講師を、希望する所属所(市町等)に派遣する。(働き方改革など)

**エ 健康づくりセミナー**

会員の健康づくりを促進するため、引き続き、RIZAP(ライザップ)の法人向けパッケージを活用して、健康づくりセミナーを実施する。(1回)

なお、新型コロナ感染症の状況により、実施の可否を判断すること。

**(9) 住宅支援事業**

**ア 住宅取得等費用割引制度**

本会が提携する住宅メーカーで住宅を取得等(新築・建替、リフォーム、分譲住宅等購入)される場合、その取得等の費用の割引が適用されるとともに、新築・建替及び分譲住宅等購入にあっては本会より記念品を贈呈する。

区分	適用割引率			記念品の額
	新築・建替	リフォーム	分譲住宅等	
住宅メーカー協議会	本体価格の3%	見積価格の3%	販売価格の0.5~3%	本体価格の0.2%程度
(株)一条工務店	本体価格の2%			本体価格の0.1%程度

※住宅メーカー協議会:8社(住友林業、セキスイハイム、積水ハウス、ダイワハウス、パナソニックホームズ、ミサワホーム、三井ホーム、ヘーベルハウス)

※記念品は、取扱手数料(紹介料)収入より支出する。(互助会の実負担なし)

**イ 住宅賃金融資(割引)制度**

本会が提携する金融機関(滋賀銀行及び関西みらい銀行)で住宅融資を受ける場合、住宅ローン金利の優遇を受けられることとする。

**ウ その他**

滋賀県教職員互助会及び滋賀県退職教職員互助会との合同企画として、住宅メーカー協議会の運営により「ハウジングセミナー&フェア」を開催する。

なお、新型コロナ感染症の状況により、実施の可否を判断すること。

### 3 保険事業

#### 公務員賠償責任保険

地方公務員である会員が住民訴訟や民事訴訟に備え、積極的な施策展開に支障を来すことがなく安心して業務に専念できるよう、公務に起因し損害賠償請求(住民訴訟や民事訴訟など)がなされた場合に個人が負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償する公務員賠償責任保険を取り扱う。

[保険の名称]

全国地方職員福利厚生協議会「団体地方公務員賠償責任保険」

取扱代理店：(幹事代理店)アルプスカード株式会社

引受保険会社：(幹事)損害保険ジャパン株式会社

[制度の概要]

地方公共団体職員(公務員)や首長が、公務に起因して保険期間中に損害賠償請求(住民訴訟及び民事訴訟、その他の損害賠償請求)がなされた場合に、職員や首長個人が負担する法律上損害賠償金と争訟費用について保険金が支払われるもの。

①保険契約者及び加入者並びに被保険者

「全国地方職員福利厚生協議会」(以下「協議会」という。)が保険契約者となる。協議会の加入団体(本会)の構成員個人(会員)が、加入者及び被保険者となる。(保険料は加入者の個人負担)

②保険期間

令和4年(2022年)9月1日から令和5年(2023年)9月1日まで(12箇月間)

※9月1日午後4時から1年間で、毎月1日を始期として中途加入可能(保険料は期間割)

③募集

令和4年度(2022年度)募集は、7月から8月に実施する。なお、中途加入は、随時受け入れる。

ただし、中途解約及び中途でのプラン変更の取扱いはしない。

④補償内容

補償内容 補償プラン	被保険者1名あたり保険金額			
	①損害賠償金	②争訟費用	①+②	初期対応費用
一連の損害賠償請求あたりのてん補限度額		期間中限度額	期間中限度額	
5億円プラン	5億円		5億円	500万円
3億円プラン	3億円		3億円	500万円
1億円プラン	1億円		1億円	500万円
5000万円プラン	5,000万円		5,000万円	500万円
3000万円プラン	3,000万円		3,000万円	500万円

※一連の損害賠償請求：損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。

※期間中限度額：1年間の保険期間における保険金お支払い限度額のことをいいます。(損害賠償金、争訟費用を合算しての限度額です。)

※初期対応費用は別枠で期間中限度額500万円までお支払いします。

※第三者の生命または身体を害したことによる被害者への見舞金は、1被害者あたり3万円が限度です。

⑤年間保険料(1人あたり/保険期間1年間/一時払い)

区分 補償プラン	職員	町長	市長
5億円プラン	9,840円	_____	_____
3億円プラン	8,760円	_____	_____
1億円プラン	6,360円	99,600円	552,000円
5000万円プラン	4,800円	54,000円	306,000円
3000万円プラン	2,880円	20,400円	98,400円

(注1) 職員：首長以外の特別職、管理職、一般職員などを言う。

(注2) 上記の年間保険料の額は、令和3年度の額であり、改定される場合がある。(未決定)

#### 4 その他

(1) 契約施設等

ホテル等の宿泊施設だけではなく、契約により割引や特別料金で利用ができる施設等を、引き続き拡充すること。(補助なし)

**(2) 互助会事業の周知**

- ①互助会ホームページ(<https://www.shiga-ctvgojokai.jp/>)
- ②互助会のしおり「GO GUIDE(ゴーガイド)」
- ③会報紙「GO LINK(ゴーリンク)」又は「GO LINK WEB」
- ④WEB通信「マイホームサポート通信」

**(3) 会員の交流**

所属所(市町等)を越えて会員が交流できる事業や仕組みを検討すること。

**(4) 団体間の交流**

他の互助会等との交流事業や合同事業の実施や交流の仕組みを検討すること。

**(5) 各種チケット等代金の振込方法の見直し**

会員が映画鑑賞券代金など各種チケット等の代金を互助会口座への振込方法について、滋賀銀行の個人向けインターネットバンキング『しがぎんダイレクト』及び「コンビニ収納サービス」により振込手続きに加え、スマホ決済（「PayPay」、「LINE Pay」）を利用可能とすること。

－以上－

# 令和4年度(2022年度)予算

# 予定貸借対照表

令和5年(2023年)3月31日現在 (推計)

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前 年 度 見 込 額	増 減	備 考
<b>I 資産の部</b>				
1. 流動資産				
普通預金	21,965	25,625	△3,660	
定期預金	140,000	140,000	0	
流動資産合計	<b>161,965</b>	<b>165,625</b>	<b>△3,660</b>	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産信託金	10,000	10,000	0	
基本財産合計	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>0</b>	
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	43,250	40,450	2,800	
責任準備金引当資産	433,751	469,851	△36,100	
特定資産合計	<b>477,001</b>	<b>510,301</b>	<b>△33,300</b>	
(3) その他の固定資産				
什器備品	119	129	△10	
電話加入権	146	146	0	
その他の固定資産合計	<b>265</b>	<b>275</b>	<b>△10</b>	
固定資産合計	<b>487,266</b>	<b>520,576</b>	<b>△33,310</b>	
資産合計	<b>649,231</b>	<b>686,201</b>	<b>△36,970</b>	
<b>II 負債の部</b>				
1. 流動負債				
流動負債合計	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
2. 固定負債				
退職給付引当金	43,250	40,450	2,800	
責任準備金	433,751	469,851	△36,100	
固定負債合計	<b>477,001</b>	<b>510,301</b>	<b>△33,300</b>	
負債合計	<b>477,001</b>	<b>510,301</b>	<b>△33,300</b>	
<b>III 正味財産の部</b>				
1. 指定正味財産				
寄附金	10,000	10,000	0	
指定正味財産合計	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>0</b>	
(うち基本財産への充当額)	10,000	10,000	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
2. 一般正味財産				
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
正味財産合計	<b>162,230</b>	<b>165,900</b>	<b>△3,670</b>	
負債及び正味財産合計	<b>172,230</b>	<b>175,900</b>	<b>△3,670</b>	
	<b>649,231</b>	<b>686,201</b>	<b>△36,970</b>	

# 予定貸借対照表内訳表

令和5年(2023年)3月31日現在 (推計)

(単位:千円)

科 目	実施事業等会計	その他事業会計	法 人 会 計	内部取引消去	合 計
<b>I 資産の部</b>					
1. 流動資産					
普通預金	0	7,265	14,700	0	21,965
定期預金	0	120,000	20,000	0	140,000
流 動 資 產 合 計	0	<b>127,265</b>	<b>34,700</b>	0	<b>161,965</b>
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産信託金	10,000	0	0	0	10,000
基 本 財 產 合 計	<b>10,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>10,000</b>
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	0	0	43,250	0	43,250
責任準備金引当資産	0	433,751	0	0	433,751
特 定 資 產 合 計	0	<b>433,751</b>	<b>43,250</b>	0	<b>477,001</b>
(3) その他の固定資産					
什器備品	0	0	119	0	119
電話加入権	0	0	146	0	146
その他の固定資産合計	0	0	<b>265</b>	0	<b>265</b>
固 定 資 產 合 計	<b>10,000</b>	<b>433,751</b>	<b>43,515</b>	0	<b>487,266</b>
資 産 合 計	<b>10,000</b>	<b>561,016</b>	<b>78,215</b>	0	<b>649,231</b>
<b>II 負債の部</b>					
1. 流動負債					
流 動 負 債 合 計	0	0	0	0	0
2. 固定負債					
退職給付引当金	0	0	43,250	0	43,250
責任準備金	0	433,751	0	0	433,751
固 定 負 債 合 計	0	<b>433,751</b>	<b>43,250</b>	0	<b>477,001</b>
負 債 合 計	0	<b>433,751</b>	<b>43,250</b>	0	<b>477,001</b>
<b>III 正味財産の部</b>					
1. 指定正味財産					
寄附金	10,000	0	0	0	10,000
指 定 正 味 財 產 合 計	<b>10,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>10,000</b>
(うち基本財産への充当額)	10,000	0	0	0	10,000
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	0	0
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	0	0
正 味 財 產 合 計	<b>10,000</b>	<b>127,265</b>	<b>34,965</b>	0	<b>172,230</b>
負 債 及 び 正 味 財 產 合 計	<b>10,000</b>	<b>561,016</b>	<b>78,215</b>	0	<b>649,231</b>

# 正味財産増減予算書

令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前 年 度 見 込 額	増 減	備 考
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益の部				
①基本財産運用益	( 60)	( 60)	( 0)	
基本財産受取利息	60	60	0	
②特定資産運用益	( 4,910)	( 4,910)	( 0)	
特定資産受取利息	4,910	4,910	0	
③受取掛金	( 85,700)	( 85,700)	( 0)	
受取会員掛金	85,700	85,700	0	
④受取負担金	( 72,300)	( 72,350)	( △50)	
受取市町村等負担金	72,300	72,350	△50	
⑤事業収益	( 1,800)	( 2,200)	( △400)	
住宅支援事業収益	1,800	2,200	△400	
⑥雑収益	( 130)	( 130)	( 0)	
取扱手数料収益	120	120	0	
受取利息	5	5	0	
雑収益	5	5	0	
経常収益計	164,900	165,350	△450	
(2) 経常費用の部				
①事業費	( 117,360)	( 122,310)	( △4,950)	
[公益事業]	( 6,260)	( 6,260)	( 0)	
講演会等開催費用助成金	1,260	1,260	0	
支払寄附金	5,000	5,000	0	
[福利事業]	( 72,100)	( 78,650)	( △6,550)	
傷病見舞金	11,400	12,500	△1,100	
家族傷病見舞金	6,500	5,000	1,500	
結婚祝金	6,000	6,100	△100	
出産祝金	9,300	9,750	△450	
入学祝金	12,400	12,300	100	
せん別金給付費用	4,500	10,500	△6,000	
会員特別給付金	2,900	2,900	0	
弔慰金	500	500	0	
家族弔慰金	2,000	2,000	0	
非常災害見舞金	100	100	0	
長期療養会員見舞金	900	900	0	
永年在会祝金	11,600	12,460	△860	
銀婚慶祝費	4,000	3,640	360	
[厚生事業]	( 39,000)	( 37,400)	( 1,600)	
家庭用常備薬等配付費	22,250	22,000	250	
ドック補助金	4,500	4,050	450	
健康管理事業費	3,000	4,300	△1,300	
スポーツ・文化事業費	1,550	1,250	300	
リフレッシュ事業費	3,400	1,700	1,700	
子育て支援事業費	2,200	2,200	0	
研修会等参加費用補助金	500	500	0	
WLB実現支援事業費	1,200	900	300	

住 宅 支 援 事 業 費	400	500	△100	
②管理費	( 51,210)	( 62,650)	( △11,440)	
給 料	19,300	21,400	△2,100	
諸 手 当 金	12,700	15,000	△2,300	
賃 金	1	1	0	
退 職 給 付 費	2,801	6,101	△3,300	
福 利 厚 生 費	5,400	6,060	△660	
旅 費 交 通 費	750	350	400	
会 議 費	300	250	50	
通 信 運 搬 費	900	900	0	
什 器 備 品 減 価 償 却 費	10	50	△40	
消 耗 什 器 備 品 費	100	100	0	
消 耗 品 費	400	400	0	
修 繕 費	100	100	0	
印 刷 製 本 費	500	500	0	
賃 借 料	3,250	3,150	100	
光 熱 水 料 費	200	200	0	
普 及 費	800	550	250	
委 託 費	3,000	7,000	△4,000	
食 糧 費	30	30	0	
租 税 公 課 費	50	50	0	
支 払 負 担 金	350	200	150	
支 払 利 息	1	1	0	
雜 費	267	257	10	
經 常 費 用 計	168,570	184,960	△16,390	
評 価 損 益 等 調 整 前 經 常 增 減 額	△3,670	△19,610	15,940	
評 価 損 益 等 計	0	0	0	
當 期 經 常 增 減 額	△3,670	△19,610	15,940	
2. 經 常 外 增 減 の 部				
(1) 經 常 外 収 益 の 部	0	0	0	
(2) 經 常 外 費 用 の 部	0	0	0	
當 期 經 常 外 增 減 額	0	0	0	
當 期 一 般 正 味 財 產 增 減 額	△3,670	△19,610	15,940	
一 般 正 味 財 產 期 首 残 高	165,900	185,510	△19,610	
一 般 正 味 財 產 期 末 残 高	162,230	165,900	△3,670	
II 指 定 正 味 財 產 增 減 の 部				
基 本 財 產 運 用 益	60	60	0	
一 般 正 味 財 產 へ の 振 替 額	△60	△60	0	
當 期 指 定 正 味 財 產 增 減 額	0	0	0	
指 定 正 味 財 產 期 首 残 高	10,000	10,000	0	
指 定 正 味 財 產 期 末 残 高	10,000	10,000	0	
III 正 味 財 產 期 末 残 高	172,230	175,900	△3,670	

# 正味財産増減予算書内訳書

令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

科 目		実 施 事 業	寄 附 金	共 通	会 計	小 計	福 利 事 業	そ の 他 事 業	厚 生 事 業	共 通	業 会 計	小 計	法 人 会 計	内 部 取 引 消 去	合 計
<b>I 一般正味財産増減の部</b>															
1. 経常増収益の部															
① 基本財産運用益	60														60
② 特定資産運用益															4,910
③ 受取掛金	480														85,700
④ 受取負担金															72,300
⑤ 事業収益															1,800
⑥ 住宅支援事業収益															120
⑦ 雑収益															5
⑧ 受取手取料収益															5
⑨ 常収益	540	0	0	540	71,330	38,720	0	110,050	54,310	0	164,900				
2. 経常費用の部															
① 事業費	1,260														
② 経常費用		5,000													
③ 講演会等開催費用			1,260												
④ 支払金				5,000											
⑤ 寄附金					11,400										
⑥ 見舞金						6,500									
⑦ 病見舞金							6,000								
⑧ 会員病見舞金								9,300							
⑨ 会員病見舞金									12,400						
⑩ 会員病見舞金										4,500					
⑪ 会員病見舞金											2,900				
⑫ 会員病見舞金												500			
⑬ 会員病見舞金												2,000			
⑭ 会員病見舞金													100		
⑮ 会員病見舞金														900	
⑯ 会員病見舞金															11,600
⑰ 会員病見舞金															4,000
⑱ 会員病見舞金															4,000
⑲ 会員病見舞金															22,250
⑳ 会員病見舞金															22,250
㉑ 会員病見舞金															4,500
㉒ 会員病見舞金															3,000
㉓ 会員病見舞金															1,550
㉔ 会員病見舞金															3,400
㉕ 会員病見舞金															2,200
㉖ 会員病見舞金															500
㉗ 会員病見舞金															1,200
㉘ 会員病見舞金															400



# 令和 4 年度(2022年度)予算

– 資金収支ベース –

# 収支予算書

令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1. 事業活動収入</b>				
①基本財産運用収入	( 60)	( 60)	( 0)	
基本財産利息収入	60	60	0	
②特定資産運用収入	( 4,910)	( 4,910)	( 0)	
特定資産利息収入	4,910	4,910	0	
③掛金収入	( 85,700)	( 85,700)	( 0)	
会員掛金収入	85,700	85,700	0	
④負担金収入	( 72,300)	( 72,350)	( △50)	
市町村等負担金収入	72,300	72,350	△50	
⑤事業収入	( 1,800)	( 2,200)	( △400)	
住宅支援事業収入	1,800	2,200	△400	
⑥雑収入	( 130)	( 130)	( 0)	
取扱手数料収入	120	120	0	
受取利息収入	5	5	0	
雑収入	5	5	0	
⑦他会計からの繰入金収入	( 5,720)	( 5,720)	( 0)	
その他事業会計からの繰入金収入	5,720	5,720	0	
<b>事業活動収入合計</b>	<b>170,620</b>	<b>171,070</b>	<b>△450</b>	
<b>2. 事業活動支出</b>				
①公益事業支出				
講演会等開催費用助成金支出	( 6,260)	( 6,260)	( 0)	
寄附金支出	1,260	1,260	0	
5,000	5,000	5,000	0	
②福利事業支出				
傷病見舞金支出	( 108,200)	( 111,150)	( △2,950)	
11,400	12,500	△1,100		
家族傷病見舞金支出	6,500	5,000	1,500	
結婚祝金支出	6,000	6,100	△100	
出産祝金支出	9,300	9,750	△450	
入学祝金支出	12,400	12,300	100	
せん別金支出	40,600	43,000	△2,400	
会員特別給付金支出	2,900	2,900	0	
弔慰金支出	500	500	0	
家族弔慰金支出	2,000	2,000	0	
非常災害見舞金支出	100	100	0	
長期療養会員見舞金支出	900	900	0	
永年在会祝金支出	11,600	12,460	△860	
銀婚慶祝費支出	4,000	3,640	360	
③厚生事業支出				
家庭用常備薬等配付費支出	( 39,000)	( 37,400)	( 1,600)	
ドック補助金支出	22,250	22,000	250	
健康管理事業費支出	4,500	4,050	450	
スポーツ・文化事業費支出	3,000	4,300	△1,300	
リフレッシュ事業費支出	1,550	1,250	300	
子育て支援事業費支出	3,400	1,700	1,700	
研修会等参加費用補助金支出	2,200	2,200	0	
WLB実現支援事業費支出	500	500	0	
住宅支援事業費支出	1,200	900	300	
400	500	△100		
④管理費支出				
給料支出	( 48,400)	( 81,150)	( △32,750)	
	19,300	21,400	△2,100	

諸 手 当 支 出	12,700	15,000	△2,300
賃 金 支 出	1	1	0
退 職 給 付 支 出	1	24,651	△24,650
福 利 厚 生 費 支 出	5,400	6,060	△660
旅 費 交 通 費 支 出	750	350	400
会 議 費 支 出	300	250	50
通 信 運 搬 費 支 出	900	900	0
消 耗 什 器 備 品 費 支 出	100	100	0
消 耗 品 費 支 出	400	400	0
修 繕 費 支 出	100	100	0
印 刷 製 本 費 支 出	500	500	0
賃 借 料 支 出	3,250	3,150	100
光 熱 水 料 費 支 出	200	200	0
普 及 費 支 出	800	550	250
委 託 費 支 出	3,000	7,000	△4,000
食 糧 費 支 出	30	30	0
租 税 公 課 支 出	50	50	0
負 担 金 支 出	350	200	150
支 払 利 息 支 出	1	1	0
雜 支 支 出	267	257	10
④他会計への繰入金支出	( 5,720)	( 5,720)	( 0)
実施事業会計への繰入金支出	5,720	5,720	0
事業活動支出合計	207,580	241,680	△34,100
事業活動収支差額	△36,960	△70,610	33,650
<b>II 投資活動収支の部</b>			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	( 40,601)	( 67,651)	( △27,050)
退職給付引当資産取崩収入	1	24,651	△24,650
責任準備金引当資産取崩収入	40,600	43,000	△2,400
投資有価証券売却収入	( 0)	( 0)	( 0)
投資有価証券売却収入	0	0	0
投資活動収入合計	40,601	67,651	△27,050
2. 投資活動支出			
特定資産繰入支出	( 7,301)	( 16,601)	( △9,300)
退職給付引当資産繰入支出	2,801	6,101	△3,300
責任準備金引当資産繰入支出	4,500	10,500	△6,000
固定資産取得支出	( 0)	( 0)	( 0)
什器備品取得支出	0	0	0
投資活動支出合計	7,301	16,601	△9,300
投資活動収支差額	33,300	51,050	△17,750
<b>III 財務活動収支の部</b>			
1. 財務活動収入			
財務活動収入合計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出合計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
<b>IV 予備費支出</b>			
当 期 収 支 差 額	10,000	2,500	7,500
前 期 繰 越 収 支 差 額	△13,660	△22,060	8,400
次 期 繰 越 収 支 差 額	163,125	185,185	△22,060
	149,465	163,125	△13,660

(注) 1 借入金限度額: 30,000,000円 2 債務負担額: 0

# 収支予算書説明書

令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

## I 事業活動収支の部

### 1. 事業活動収入

#### (1) 基本財産運用収入

基本財産利息収入	(基本財産)	(平均利回り)	(源泉所得税分控除)	60千円
	10,000,000円	× 0.739%	× 0.84685	

#### (2) 特定資産運用収入

特定資産利息収入				4,910千円
	①退職給付引当資産利息	0千円	(源泉所得税控除後)	
	(定期預金)			
	②責任準備金引当資産利息	4,910千円	(定期預金、国債、地方債、財投債等)	

#### (3) 掛金収入

会員掛金収入				85,700千円
	(会員数)	(標準報酬月額)	(掛金率)	(月数)
①会計年度任用職員以外	5,700人	× 372,500円	× 0.0033	× 12月
②会計年度任用職員	525人	× 205,000円	× 0.0033	× 12月
③育児休業、介護休暇及び休職による免除分	240人	× 278,000円	× 0.0033	× 12月
①+②-③				

#### (4) 負担金収入

市町村等負担金収入				72,300千円
	(会員数)	(標準報酬月額)	(負担金率)	(月数)
①会計年度任用職員以外	5,700人	× 372,500円	× 0.0027	× 12月
②会計年度任用職員	525人	× 205,000円	× 0.0027	× 12月

#### (5) 事業収入

住宅支援事業収入				1,800千円
取扱手数料	180,000円	×	10件	

#### (6) 雑収入

取扱手数料収入				120千円
公務員賠償責任保険事務費	120千円			
受取利息収入				5千円
定期預金、普通預金等利息収入				5千円

#### 事業活動収入合計

164,900千円

### 2. 事業活動支出

#### (1) 公益事業支出

講演会等開催費用助成金支出				1,260千円
① 120,000円 × 6市				
② 90,000円 × 6町				

寄附金支出				5,000千円
① 国立大学法人滋賀大学	2,500千円			
② 公立学校法人滋賀県立大学	2,500千円			

#### (2) 福利事業支出

傷病見舞金支出				11,400千円
① 入院療養	60,000円	×	185件	

家 族 傷 病 見 舞 金 支 出	②特定損傷	20,000円 × 15件	6,500千円
	①入院療養	52,000円 × 120件	
結 婚 祝 金 支 出	②特定損傷	13,000円 × 20件	6,000千円
	①結婚祝金1回目	40,000円 × 145件	
出 産 祝 金 支 出	②結婚祝金2回目以降	20,000円 × 10件	9,300千円
	①2人目まで	30,000円 × 235件	
入 学 祝 金 支 出	②3人目以降	50,000円 × 45件	12,400千円
	①小学校	20,000円 × 230件	
せ ん 別 金 支 出	②中学校	30,000円 × 260件	40,600千円
会 員 特 別 給 付 金 支 出	①旧制度	210,000円 × 190件	
	②新制度(第1号区分)	10,000円 × 50件	
	③新制度(第2号区分)	20,000円 × 10件	2,900千円
弔 慰 金 支 出	①満44歳以上銀婚慶祝なし	13,000円 × 95件	
家 族 弔 慰 金 支 出	②結婚祝金・出産祝金なし	9,000円 × 160件	500千円
	③会員期間10年以上出産なし	15,000円 × 15件	
非 常 災 害 見 舞 金 支 出	100,000円 × 5件		2,000千円
長 期 療 養 会 員 見 舞 金 支 出	①配偶者	100,000円 × 3件	
	②扶養家族	30,000円 × 1件	
	③同居の子及び父母	30,000円 × 39件	
	④同居の家族(①~③除く)	20,000円 × 25件	100千円
永 年 在 会 祝 金 支 出	50,000円 × 2件		900千円
銀 婚 慶 祝 費 支 出	①30日以上 90日未満	10,000円 × 15件	
	②90日以上180日未満	20,000円 × 15件	
	③180日以上	30,000円 × 15件	11,600千円
	①20年(8年)	30,000円 × 120件	
	②30年(12年)	50,000円 × 131件	
	③40年(16年)	50,000円 × 29件	
(3) 厚生事業支出	40,000円 × 100件		4,000千円
家庭用常備薬等配付費支出	3,600円 × (6,250人 - 70人)		22,250千円
ド ッ ク 補 助 金 支 出	①日帰り	15,000円 × 100件	4,500千円
	②1泊2日	30,000円 × 60件	
	③脳ドック	15,000円 × 80件	
健 康 管 理 事 業 費 支 出			3,000千円
ス ポ ーツ ・ 文 化 事 業 費 支 出	インフルエンザ予防接種助成	1,000円 × 3,000件	1,550千円
	①アレックスシネマ	300円 × 600枚	
	(小)	100円 × 500枚	
	②イオンシネマ	200円 × 1,500枚	
	③ビバシティシネマ	200円 × 150枚	
	(小)	100円 × 100枚	
	④観劇等チケット	1,200円 × 100件	

⑤レイクス観戦チケット	600円 × 100件	
⑥プロ野球観戦チケット	500円 × 100件	
⑦健康ウォーキング	月間賞品 180,000円	
	広域連携協議会負担金 150,000円	
	サーバー費用 120,000円	
	チャレンジ月間(2回) 250,000円	
	その他・諸経費 50,000円	
	[ 計 ] 750,000円	
リフレッシュ事業費支出		3,400千円
①東京ディズニー	2,500円 × 520件	
②鳥羽水族館	600円 × 100件	
③海遊館	500円 × 100件	
④名古屋港水族館	530円 × 150件	
⑤ナガシマリゾート	1,300円 × 400件	
⑥アンパンマンこどもミュージアム	500円 × 210件	
⑦アクア・トトぎふ	540円 × 50件	
⑧ひらかたパーク	1,480円 × 100件	
⑨ニフレル	500円 × 100件	
⑩湯快リゾート	1,000円 × 100件	
⑪企画旅行(本人)	11,500円 × 12件 × 3回	
(家族)	6,500円 × 28件 × 3回	
子育て支援事業費支出		2,200千円
①月刊「赤ちゃんと!」	4,705円 × 100件	
②月齢別育児情報誌「わくわく育児」	3,850円 × 141件	
③季刊「1・2・3歳」	1,540円 × 320件	
④「きちんとかんたん離乳食」	1,710円 × 200件	
⑤「おいしくかんたん幼児のごはん」	1,765円 × 200件	
研修会等参加費用補助金支出		500千円
WLB実現支援事業費支出	2,000円 × 250件	1,200千円
①自己啓発	5,000円 × 4件	
②WLBセミナー	120,000円 × 4回(講演料) + 17,500円 × 4回(旅費等)	
③メンタルヘルス(メンタルカウンセラー派遣)	66,000円 × 10回 / 2	
④健康セミナー	220,000円 × 1回(講演料) + 80,000円 × 1回(諸経費)	
住宅支援事業費支出	40,000円 × 10件	400千円
(4) 管理費支出		
給料支出		19,300千円
職員5名分		
諸手当支出		12,700千円
①扶養手当	820千円	
②地域手当	1,520千円	
③管理職手当	1,500千円	
④通勤手当	750千円	
⑤住居手当	0千円	
⑥時間外勤務手当	180千円	
⑦期末手当	4,280千円	
⑧勤勉手当	3,650千円	
賃金支出		1千円
退職給付支出		1千円
福利厚生費支出		5,400千円
①社会保険料	4,800千円	
②労働保険料	300千円	

旅 費 交 通 費 支 出	③互助会負担金 ④健康診断費用 ⑤職員厚生費	80千円 120千円 100千円	750千円
会 議 費 支 出	①理事会 ②評議員会 ③監査会 ④互助会事業等検討委員会 ⑤全国協議会総会研究会等 ⑥全国協議会役員会 ⑦西日本地区協議会 ⑧東海近畿地区協議会 ⑨管内旅費	80千円 100千円 10千円 30千円 300千円 70千円 60千円 10千円 90千円	300千円
通 信 運 搬 費 支 出	①理事会 ②評議員会 ③監査会 ④互助会事業等検討委員会	90千円 150千円 30千円 30千円	900千円
消 耗 什 器 備 品 費 支 出	①郵送料 ②電話料 ③インターネット接続料	700千円 120千円 80千円	100千円
消 耗 品 費 支 出	器具及び備品		400千円
修 繕 費 支 出	帳簿、封筒、用紙、文房具、プリンタナー等		100千円
印 刷 製 本 費 支 出	事務機器等修繕費用		500千円
賃 借 料 支 出	予算書、決算書、会議資料、諸様式等		3,250千円
光 熱 水 料 費 支 出	①行政財産使用料(厚生会館) ②管理事務費分担金(厚生会館) ③修繕費分担金(厚生会館) ④会議室借上料 ⑤事務機器借上料 ⑥自動車等借上料	1,050千円 640千円 100千円 260千円 1,180千円 20千円	200千円
普 及 費 支 出	電気、ガス、水道(厚生会館)		800千円
委 託 費 支 出	①Go GUIDE(しおり) ②事務処理手引き ③例規集 ④Go LINK(会報紙) ⑤メカニ協議会負担分 ⑥その他	240千円 85千円 145千円 400千円 △120千円 50千円	3,000千円
	①振込手数料 ②登記事務手数料等 ③システム関連保守料 ④セキュリティー関連 ⑤新基幹システム開発費用 ⑥HP開発費用(仕様変更) ⑦コンビニ収納サービス ⑧役員賠償責任保険料 ⑨その他(証明書ほか)	800千円 50千円 900千円 50千円 300千円 300千円 350千円 200千円 50千円	

食糧費支出		30千円
租税公課支出	来客者等賄費	50千円
負担金支出	登録免許税、印紙税等	350千円
	①公益法人協会等会費 140千円 ②互助団体負担金 150千円 ③研修会参加費等 60千円	
支払利息支出		1千円
雜支出	借入金利息	267千円
事業活動支出合計		201,860千円
事業活動収支差額		△36,960千円
<b>II 投資活動収支の部</b>		
<b>1. 投資活動収入</b>		
(1) 特定資産取崩収入		
退職給付引当資産取崩収入		1千円
責任準備金引当資産取崩収入	職員に係る退職給付引当資産の取り崩し	40,600千円
	せん別金支出に伴う責任準備金引当資産の取崩し	
投資活動収入合計		40,601千円
<b>2. 投資活動支出</b>		
(1) 特定資産繰入支出		
退職給付引当資産繰入支出		2,801千円
責任準備金引当資産繰入支出	職員に係る退職給付引当資産への繰り入れ	4,500千円
	せん別金に係る責任準備金引当資産への繰入れ	
投資活動支出合計		7,301千円
投資活動収支差額		33,300千円
<b>III 財務活動収支の部</b>		
<b>1. 財務活動収入</b>		
財務活動収入合計		0千円
<b>2. 財務活動支出</b>		
財務活動支出合計		0千円
財務活動収支差額		0千円
<b>IV 予備費支出</b>		
当期収支差額		10,000千円
前期繰越収支差額		△13,660千円
次期繰越収支差額		163,125千円
		149,465千円

(注) 1 借入金限度額: 30,000,000円

2 債務負担額: 0